

3. 医 療

（1）自立支援医療

精神障害者の通院治療を促進し、適正医療を普及させたり、身体障害者の生活上の便宜を増すために障害を軽くし、機能回復のための医療を受けていただいたりするために、県で指定した医療機関等で要した費用（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額）の100分の90を医療保険とあわせて負担します。

①精 神 通 院 医 療

精神疾患の治療のために通院している方は、医療保険の種別に関係なく通院医療費の自己負担額が医療費の1割になります。また、所得に応じて自己負担上限額があります。

【申請手続等】

申請書等を障害福祉課又は支所市民福祉課へ提出

【申請に必要なもの】

- （1）申請書（障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。）
- （2）自立支援医療（精神通院医療）意見書（診断書）＊更新の場合は隔年
- （3）健康保険証の写し（世帯内で同じ健康保険に加入する方全員分）
- （4）個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード
- （5）課税証明書など所得状況が分かるもの又は同意書

【有効期間】

1年以内（更新ができます。）

【利用者負担額】

1割（受給者本人の収入や世帯の所得、疾病等の状況に応じて、毎月の自己負担上限額を設定しています。）

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

②更 生 医 療

障害の程度を軽くしたり、取り除くための医療（関節形成術、心臓手術、血液透析療法など）を指定医療機関で受けた場合に、医療費の自己負担額が1割になります。また、所得に応じて自己負担上限額があります。

【対象者】

18歳以上で身体障害者手帳を持っている方

【申請手続等】

申請書等を障害福祉課又は支所市民福祉課へ提出

→ 障害福祉課：受給者証を本人へ交付

→ 本 人：医療機関等で受給者証を提示し、受診

【申請に必要なもの】

(1) 申請書（障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。）

(2) 身体障害者手帳

(3) 自立支援医療（更生医療）意見書、医療費概算額算定表

(4) 健康保険証の写し

(5) 特定疾病療養受療証（お持ちの場合）

(6) 個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード

(7) 課税証明書など所得状況が分かるもの又は同意書

【有効期間】

1年以内（更新ができます。）

【利用者負担額】

1割（受給者本人の収入や世帯の所得、疾病等の状況に応じて、毎月の自己負担上限額を設定しています。）

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

③ 育 成 医 療

障害のある児童に対し、障害の程度を軽くしたり取り除くなど、生活の能力を得るために必要な医療を指定医療機関で受けた場合に、医療費の自己負担額が一割になります。また、保護者の所得に応じて自己負担上限額があります。

【対象者】

肢体不自由、視覚、聴覚、音声言語機能障害並びに心臓疾患、腎臓疾患の障害及びその他の内臓障害を持つ児童

【申請手続等】

申請書等を障害福祉課へ提出

→ 障害福祉課：受給者証を本人へ交付

→ 本 人：医療機関等で受給者証を提示し、受診

3. 医 療（自立支援医療）

【申請に必要なもの】

- (1) 申請書（障害福祉課、支所市民福祉課の窓口にあります。）
- (2) 自立支援医療（育成医療）意見書
- (3) 自立支援医療（育成医療）「世帯」調書
- (4) 健康保険証の写し（世帯全員のもの）
- (5) 個人番号（マイナンバー）カード又は通知カード
- (6) 課税証明書など所得状況が分かるもの又は同意書

【有効期間】

原則3か月以内（※ただし、障害ごとに定められた期間を限度とする。）

（有効期間を超えて引き続き医療を継続する必要がある場合には、更新ができます。）

【利用者負担額】

1割（保護者の収入や世帯の所得、疾病等の状況に応じて、毎月の自己負担上限額を設定しています。）

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

【 自立支援医療 注意事項 】

氏名、担当医療機関、所得区分、加入する医療保険または住所（市内転居）等に変更があった場合は、障害福祉課又は支所市民福祉課へ届出が必要になります。

○届出に必要なもの

- ①受給者証
- ②健康保険証

※詳細については、窓口へお問い合わせください。



(2) 重度心身障害者医療費助成制度

この制度は、障害がある方とその家族の経済的負担を軽減するため、医療機関を受診した場合の医療費の一部負担金を、県と市町村で助成する制度です。

重度の心身障害者が医療機関等へ受診したときに、国民健康保険、高齢者の医療の確保に関する法律（後期高齢者医療制度）又は各社会保険等の保険診療でかかった医療費の一部負担金及び食事療養標準負担額（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの入院に係る負担額に限る。）を支給します。

なお、他の公費負担医療の給付や健康保険（国保、後期高齢、各社会保険等）から支給される高額療養（医療）費、附加給付金等がある場合には、その額を差し引いた金額を支給します。

【資格登録対象者】

本庄市に住所を有し、健康保険（国保、後期高齢、各社会保険等）に加入している方で、次のいずれかに該当する方。ただし、平成27年1月1日以降に65歳以上で新規に障害者手帳を取得した方等を除きます。

- (1) 身体障害者手帳Ⅰ級～Ⅲ級を所持している方
- (2) 療育手帳△、A、Bを所持している方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳Ⅰ級を所持している方
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（後期高齢者医療制度）による障害認定を受けた方

【申請手続（資格登録）】

資格登録申請書等を障害福祉課又は支所市民福祉課へ提出

【申請手続（資格登録）に必要なもの】

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- (2) 健康保険証
- (3) 受給者名義の預金通帳
- (4) 所得証明書（一部転入者のみ）

【所得判定】

新規資格登録時に所得判定を行い、本人の所得が年間360万4千円を超える場合（ただし、扶養人数等により基準額は異なります。）には、一旦支給を停止します。また、毎年9月に所得判定を行い、支給の可否を決定します。

【支給決定後の流れ】

- (1) 重度心身障害者医療費受給者証を本人へ交付
- (2) 受診時に医療機関等へ重度心身障害者医療費受給者証を提示してください。

3. 医 療（重度心身障害者医療費助成制度）

《 医療機関等で窓口負担無しの場合 》

令和4年10月1日から、埼玉県内の医療機関等での現物給付が始まりました。この制度は、重度心身障害者が医療費助成を受けているとき、窓口での一部負担金の現金支払いを不要とするものです。ただし、以下の場合は適用されませんので、ご注意ください。

1. 埼玉県外の医療機関等へ受診した場合
2. 後期高齢者医療制度以外の健康保険証をお持ちの方で、1医療機関での受診で保険適用内医療費の一部負担金が1か月 21,000 円以上かかった場合。
3. 鍼灸・マッサージ等の利用の場合
4. 特定疾病（長期高額疾病）に該当する院外処方箋に伴う薬局での一部負担金がある場合

《 医療機関等で窓口負担有りの場合 》

医療機関等の窓口で一旦一部負担金を支払ったうえで、支給申請が必要です。医療機関の別（医科・歯科を併設する病院の場合は医科・歯科も区別）、入院・外来の別、受診月の別に領収書をまとめて、原則として15日までに障害福祉課又は支所市民福祉課へ支給申請書を提出してください。

・支給方法

原則として15日までに申請した場合には、翌月15日（15日が休日の場合はその前日）に指定された口座に振込みます。

なお、高額療養費等に該当する場合は、約5か月程度支払に期間を要します。

【窓 口】

本 庁：障害福祉課 電話 25-1125 FAX 23-1963

児玉総合支所：支所市民福祉課 電話 71-5889 FAX 72-1630

